告示第149号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法 第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年 8月 3日

久万高原町長 河野 忠康 (web は公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積	経営管理権	備考
				(ha)	の継続期間	
集 R2-102	久万高原町東明神乙 775-34	96-31	山林	0.65	10年	
集 R2-103	久万高原町東明神乙 775-2	96-7	山林	1.03	10年	
集 R2-104	久万高原町東明神乙 775-16	96-17	山林	0.51	10年	
集 R2-104	久万高原町東明神乙 775-18	96-19	山林	0.17	10年	
集 R2-104	久万高原町東明神乙 775-19	96-20	山林	0.18	10年	

- 2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ
- 3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。